

保存版 ご自宅の良く見える場所に貼ってお使いください。

清掃は

有機物を分解した微生物の死骸です。

●清掃の内容

浄化槽の機能を維持するため、**スカム**や汚泥を槽外に引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり掃除をします。

●清掃回数

毎年1回以上、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。
(※全ばっき方式の既存単独処理浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上)



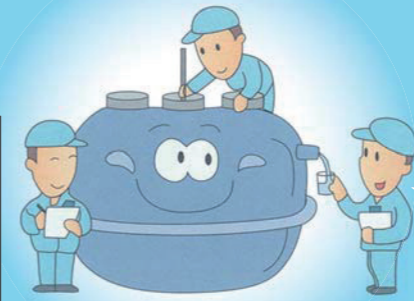
11条検査は

●検査の内容

「保守点検」や「清掃」が適正に行われ、浄化槽の機能が適正に維持されているか、「**外観・水質・書類**」を法定検査機関が検査を行い、結果を設置者にお知らせします。

●検査手数料(非課税)

浄化槽人槽区分	検査料(円)
5～ 20	4,500
21～ 50	9,000
51～ 100	10,000
101～ 300	16,000
301～ 500	22,000
501～	28,000



浄化槽の外観・水質・書類について判定します。

(・適正・おおむね適正・不適正)

【外観検査】	・設置状況	・悪臭発生状況
	・設備の稼動状況	・消毒実施状況
	・水流の状況	・蚊はえ等発生状況
	・使用状況	
【水質検査】	・水素イオン濃度(pH)	・透視度
	・溶存酸素量(DO)	・残留塩素濃度
【書類検査】	・保存されている保守点検及び清掃の記録	

連絡先等の記入欄(名刺も貼れます)

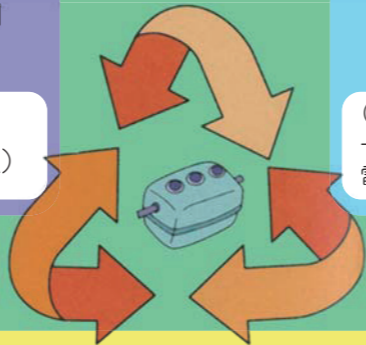
年間維持管理サイクル 家庭用の浄化槽の場合

清掃(汚泥の引き抜き)
年1回以上

(問合せ先)
市町村の担当課(裏面参照)

11条検査(定期検査)
年1回

(申込先)
一般社団法人奈良県環境保全協会
電話 0745-22-5161



保守点検(点検・調整・修理)
年3回以上

(問合せ先)
奈良県景観・環境総合センター
(奈良市保健所 保健・環境検査課) 裏面参照

連絡先等の記入欄(名刺も貼れます)

一般社団法人 奈良県環境保全協会とは

- ①浄化槽法に基づき、7条(竣工)検査、11条(定期)検査を実施する機関です。
- ②奈良県知事の指定検査機関です。(昭和61年3月8日奈良県指令環衛第294号)
- ③検査料金は、奈良県認可済みです。(平成12年10月24日奈良県告示第320号)
- ④資格を持った検査員が検査します。
- ⑤検査業務の他、「住民への浄化槽知識の普及啓発」「関係業者への技術講習会」等を実施しています。



環境保全協会ですか?
法定検査をお願いします。

申込の電話番号
0745-22-5161



<http://www.nara-kankyo.or.jp/>
詳しくは、ホームページをご覧ください。

保守点検は

浄化槽にトラブルはなかったですか?

- ①浄化槽のプロフに異常音や振動はなかったですか。
- ②浄化槽から悪臭がでていませんか。
- ③浄化槽からスカムが流れたし、側溝等を汚していませんか。



保守点検業者

浄化槽設置者

●保守点検業者

浄化槽の保守点検は、登録を受けた業者に委託してください。業者に関するお問い合わせは、奈良県景観・環境総合センター(奈良市域については奈良市保健所 保健・環境検査課)にお問い合わせください。

●保守点検の内容

浄化槽の機能を維持するため必要で、清掃時期の判断・プロフ等の機器点検・消毒剤の充填を行います。



消毒剤の
点検補給

汚泥の
調整移送

プロフの
点検

機能の
診断

水量・水質の
測定

●保守点検回数

(合併処理)浄化槽の保守点検回数

分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
活性汚泥方式	処理対象人員が21人以上50人以下	3か月に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く)	2週間に1回以上
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3か月に1回以上

単独処理浄化槽の保守点検回数

全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	3か月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下	2か月に1回以上
	処理対象人員が301人以上	1か月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下	4か月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下	3か月に1回以上
	処理対象人員が301人以上	2か月に1回以上
散水ろ床方式 / 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6か月に1回以上